HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	帝政ロシア『工場監督官報告集成』分析(第3報)
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	北海道大學　經濟學研究, 25(4), 1-32
Issue Date	1975-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31329
Type	departmental bulletin paper
File Information	25(4)_P1-32.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

帝政ロシア『工場監督官報告集成』分析（第3報）

荒　又　重　雄

Ⅳ　1906年—1910年の『報告集成』に関する初歩的分析

1903年以降，工場監督制度の地域的拡がりに変化はみられない。しかし，1907年10月23日に公示された1907年5月8日付商工大臣命令 распоряжение により，1907年9月1日以後石油採取業が鉱山監督対象から工場監督対象へとうつされた[1)]。これはバクー県に関係している。

第61表で工場監督下の事業所数・労働者数の変動をみると，あいかわらず，ある年度の末の数字と翌年度はじめの数字とは一致していない。この点について1908年版の『報告集成』が説明を試みている。すなわち，原因は不正確だった計算結果をのちに修正していることなのだが，まず「労働者数の算定に関しては，工場監督官たちはしばしば次の問題のまえに立たされた。いかなる種類の労働者を工場労働者とかぞえ，またいかなるものをかぞえざるべきか。これについての喰いちがいは，多かれ少なかれあらゆる生産部門において，とりわけ従属的＝『補助的』労働者を大量にかかえている部門ではしばしばみられた。その例として……製材部門も役立つかも知れない。1901年アストラハン市の製材工場からの陳情にしたがって中央工場鉱山問題審判所は，それらの工場の所有者たちを，のこでひいた板の運搬に従事する労働者に支払手帳を交付する義務から解放した。これら労働者たちは工場労働者数の算定から除外された。多くの工場において，この種の労働者たちは労働者総数の半分を占めており，その中には，手びきのこあるいは機械びきのこの副産物生産——板枠，薪，その他残余の生産物を細かくのこでひくことに従事するものも入れられていたのである。多分これらの労働者は，その生産部門の労働者に算入すべきなのであろうが，しかし大部分の工場主たちは彼ら

第61表　工場監督下の事業所数・労働者数の変動

	1906	1907	1908	1909	1910
年度初め監督下にあった					
事業所数	14,247	14,048	14,801	14,930	14,733
労働者数	1,685,569	1,718,145	1,808,679	1,804,782	1,832,783
あらたに監督下に入った					
事業所数	713	1,419	1,130	1,227	1,686
労働者数	27,365	81,871	38,395	43,171	53,879
監督対象から除外された					
事業所数	179	82	313	814	76
労働者数	2,950	4,858	7,490	14,382	1,920
監督下にあって閉鎖された					
事業所数	597	654	615	626	613
労働者数	20,037	24,752	22,848	22,191	22,919
操業再開した					
事業所数	6	154	97	110	110
労働者数	?	6,019	4,365	7,078	4,718
年度末に監督下にあった					
事業所数	14,190	14,885	14,985	14,710	15,721
労働者数	1,723,177	1,811,267	1,808,109	1,831,396	1,951,955

第4表参照。

を工場労働者に算入しなかった」。キエフ管区では，砂糖工場の敷地内で間接部門にたずさわっている労働者の問題があった。[2)]

計算基準の問題点は事業所数の算定にもあって，ここではいわば「ドア」ごとに算えるのか，管理部ごとにかぞえるのかで，結果がちがった。ある場合には紡績工場と織布工場とが一つの事業所 заведение とみられ，あるときは二つに算えられた。酒造（ブドー酒），蒸留，ビール醸造のあいだにも同様な問題があった。[3)] バクー石油採取業が工場監督下に入るにさいしては，とくにこの算定基準に動揺があったとされている。[4)]

第61表にみられるように，1908年および1909年には，とくに大量の事業所が工場監督の対象からはずされている。この事情について1909年版『報告集

成』が説明しているところは，以下のごとくである。さきに大蔵省は工場 фабрика および製作所 завод と手工業事業所 ремесленное заведение を区別するに主として労働者数をもってせよ，との回状を発していたが，中央工場鉱山問題審判所は1908年12月8日付でこの回状を廃止した。その理由はさだかではないが，ともかくこのことと関連して工場監督下にある事業所の再点検がおこなわれ，多くの事業所が「法により規定された条件に合致しないゆえに，監督対象からはずされるべきことが，監督機関メンバーによって明らかにされた」。それといま一つ，工業法第156条によって，中央審判所は地方の審判所の申請 ходатайство を審査して，小工場の監督対象からの除外を決定することになっていたが，中央審判所の事務局メンバーは1905年の革命以来，労働者保護法その他の労働問題に関する法案検討に忙殺され，受理した事件の決定がおくれてしまい，1908年12月と1909年6月とにかためて処理されることになった。[5)]

行政措置によるこのような監督対象の整理があっても，資本の集積過程の進展にともなう監督対象の新規増大があるために，1906年—1910年については，監督下にある事業所数も労働者数も漸増している。第62表にみるように，ポボルジ工場管区で停滞しているほかは，その他のすべての管区で監督下の労働者数が増大している。モスクワ管区の数的優勢はかわらない。

第63表は，工場監督下にある問屋制企業と仕事を下請けに出す事業所の動

第62表　工場監督下にある労働者数の工場管区別構成

	1903	1906	1907	1908	1909	1910
ペテルブルグ	296,892	296,109	305,589	307,280	310,858	338,815
モスクワ	580,229	610,402	631,039	637,851	651,715	689,887
ワルシャワ	265,937	268,256	272,447	271,365	282,602	308,784
キエフ	193,778	207,751	211,595	207,629	207,517	214,779
ポボルジ	144,527	137,235	139,816	139,550	136,003	144,559
ハリコフ	209,115	203,424	250,781	244,434	242,701	251,131

*　各年度末の数値。第3表参照。ただし第3表の数字は1901—1903年について年初のものが入っているので，本表に1903年末の数字を補足した。

向を示している。一見して間接的な雇用形態が衰退していることがわかる。仕事を下請けに出す事業所は各工場管区に分布しているが，問屋制企業はこの期のはじめにすでにペテルブルグ管区，キエフ管区において消滅しており，1909年には問屋制企業はすでにモスクワ管区に存在するのみとなり，さらに1910年にはモスクワ管区のなかでもコストロマ，リヤザンの両県のみ（およ

第63表　工場監督下の問屋制企業および操業休止事業所

	1906	1907	1908	1909	1910
A第61表にあって仕事を外部に出しているもの					
（年初）事業所数	445	394	390	382	291
（年末）事業所数	409	?	382	352	321
直傭以外の労働者数					
（年初）	43,247	?	42,789	40,701	36,863
（年末）	41,283	43,211	40,701	41,732	37,937
Aのうちモスクワ管区	192	163	162	155	154
	163	162	155	154	136
	23,836	20,929	20,819	18,554	19,474
	20,929	20,819	18,554	19,499	17,081
Aのうちポボルジ管区	127	116	111	94	80
	117	111	94	80	62
	9,341	10,003	12,729	12,191	12,134
	11,008	12,729	12,191	12,134	10,968
B問屋制企業					
（年初）事業所数	424	404	405	381	188
（年末）事業所数	404	405	381	188	175
（年初）労働者数	36,557	37,195	35,259	34,635	13,124
（年末）労働者数	37,195	35,259	34,635	13,124	15,494
Bのうちモスクワ管区	342	330	336	321	188
	330	336	321	188	174
	24,502	25,326	24,069	23,631	13,124
	25,326	24,069	23,631	13,124	15,449
C操業休止事業所数	645	591	566	518	413

第5表参照。

びハリコフに１件加わるのみ）となった。

さきにみた監督対象の行政的操作も加わっての結果であるが，工場監督下にある事業所の平均労働者数は漸増している。第64表にみるように，1906年の121.4人から1910年には124.2人に増加した。1001人以上規模の巨大企業へ

第64表　工場監督下にある事業所の規模別構成の変動

	～20人	21人～50人	51人～100人	101人～500人	501人～1000人	1001人～	平均労働者数
1906	35.5	30.9	14.3	14.4	2.9	2.0	121.4
1907	35.9	30.5	14.1	14.7	2.8	2.0	121.7
1908	36.1	30.5	14.1	14.5	2.9	2.0	120.7
1909	33.9	31.9	14.1	15.1	2.8	2.1	124.5
1910	34.7	31.1	14.5	14.5	2.8	2.1	124.2

第６表参照。

の労働者の集積は，あいかわらずモスクワ管区において著じるしい。工場監督下の全労働者大凡200万人の37％が1001人以上規模の事業所に働いているが，その大半がモスクワ管区に属している。第65表にみるとおりである。

1910年版『報告集成』は，総論の分析の中で，もっとも工業的な９県を摘出し，この重点県について考察している。その９県とは，ペテルブルグ，モスクワ，ウラジミル，ペトロコフスカヤ，コストロマ，ワルシャワ，リフリヤンド，キエフ，バクーである。第66表は，この９県の相対的地位を知るためのものである。みられるように，この９県で監督下の労働者数の60.4％を占めており，とくに1001人以上規模の事業所に属する労働者にかぎってみるならば，72.1％を占めているのである。

工場監督下にある労働者の性別・成熟度別構成については，第67表にみられるように，成年男子の比率が漸減し，成年女子の比率が漸増する一貫した傾向がある。この現象は県主任工場監督官たちによって注目されている。

1906年版『報告集成』に曰く，「この現象は過ぎにし労働運動のためである。工場主たちは，どこにおいても，それが可能でありさえすれば，婦人をもって男子とおきかえている。それは成年のみならず未成年労働者について

第65表　工場監督下にある労働者の事業所規模別構成

	～20人	21人～50人	51人～100人	101人～500人	501人～1000人	1001人～	合　計
1906	59,509	145,116	144,175	464,717	286,057	623,603	1,723,177
1907	63,174	149,014	151,520	495,054	292,349	669,156	1,811,267
1908	63,954	152,408	150,888	496,329	280,639	663,891	1,808,109
1909	62,126	154,039	149,495	504,497	282,430	678,809	1,831,396
1910	67,645	161,470	164,561	530,631	309,757	717,891	1,951,955
1906	3.5	8.4	8.4	26.7	16.6	36.2	100
1907	3.5	8.2	8.4	27.3	16.1	36.9	100
1908	3.5	8.4	8.3	27.5	15.5	36.7	100
1909	3.4	8.4	8.2	27.5	15.4	37.1	100
1910	3.5	8.3	8.4	27.2	15.9	36.8	100
(1909)							
ペテルブルグ	6,026	19,761	23,871	100,039	50,617	110,544	310,858
モスクワ	6,422	24,200	32,119	119,208	97,356	372,410	651,715
ワルシャワ	16,319	30,653	28,807	89,174	39,212	78,437	282,602
キエフ	16,424	24,556	17,731	78,980	37,736	32,090	207,517
ポボルジ	6,545	23,305	19,593	37,411	18,468	30,681	136,003
ハリコフ	10,390	31,564	27,373	79,685	39,041	54,647	242,701

第7表参照。

第66表　工業9県事業所規模別労働者数

1910	～100人	101人～500人	501人～1000人	1001人～	合　計
全ロシア	393,676	530,631	309,757	717,891	1,951,955
ペテルブルグ県	21,534	47,903	29,887	54,690	154,014
モスクワ県	40,706	76,274	51,011	167,199	335,190
ウラジミル県	7,172	32,079	31,137	123,766	194,154
ペトロコフスカヤ県	30,281	39,110	23,855	62,806	156,052
コストロマ県	4,273	10,153	12,761	60,568	87,755
ワルシャワ県	20,668	30,102	10,906	11,949	73,625
リフリヤンド県	10,911	24,669	11,112	20,676	67,368
キエフ県	12,389	27,800	16,727	12,390	69,306
バクー県	12,268	19,348	6,240	3,216	41,072
9県合計	160,202	307,438	193,636	517,260	1,178,536

第67表　工場監督下の労働者の性別成熟度別構成

	年少者男子	年少者女子	未成年者男子	未成年者女子	成年男子	成年女子	合計
1906	15,539	10,275	95,065	63,517	1,103,097	435,684	1,723,177
1907	15,592	11,151	91,937	63,401	1,164,960	464,226	1,811,267
1908	14,742	10,687	90,824	63,533	1,156,197	472,126	1,808,109
1909	14,781	10,511	93,366	64,921	1,158,154	489,663	1,831,396
1910	15,102	11,456	102,905	73,896	1,227,360	521,236	1,951,955
1906	0.9	0.6	5.5	3.7	64.0	25.3	100
1907	0.9	0.6	5.1	3.5	64.3	25.6	100
1908	0.8	0.6	5.0	3.5	63.9	26.1	100
1909	0.8	0.6	5.1	3.5	63.2	26.7	100
1910	0.8	0.6	5.3	3.8	62.9	26.7	100

第10表参照。

もである。工場における婦人の要素は男子に比してよりおとなしくより忍耐強いことを考えてのことであるが，さらにくわえて，こうした入れ替えは，婦人労働への支払が一般に男子へのそれに比してより安価なので一層利益があるのである」。「以前にはもっぱら男子のみによって占められていた職場でも，婦人によって入れ替えられている。たとえば，モスクワ県のあるブリキ箱工場では，ハンダ付部門のすべてが婦人の手に落ちている」[6]。1907年版『報告集成』には次の記述がある。ウラジミル県主任監督官の報告によれば，綿織物業で婦人の採用がつよまっており，これは彼女らが仕事熱心で注意深く，ひかえ目であり酒もタバコもやらず，従順で賃金要求もひくいからである。モスクワ県主任監督官の報告によれば，モスクワ市のあるレース工場では，かつて520人だった婦人を，男子を解雇しつつ770人に漸増したが，それは工場を静穏にするためである。キエフ管区でも砂糖工場で女子の相対的増加があったが，ここでは婦人深夜業の立法規制のないことが事態を容易にしていた[7]。1908年版『報告集成』ものべている，モスクワ県主任監督官のいうところによれば，工場主たちは男子と成年女子を入れかえることにより，賃金と労災時の補償支払いとを節約している。ウラジミル県主任監督官曰く，「繊維産業における男子労働と婦人労働の入れ替え傾向は，以前からみとめられる

が，1905年のストライキ運動以後はこのプロセスがとりわけ急テンポとなった。工場主の婦人労働選好ははなはだ大であって，すでに婦人が重量物の牽引工の職務を遂行しているところもあったし，事務所の下位の仕事，原料・半製品・製品その他の検収係の地位についているものもあった」。チエルニゴフ県の主任工場監督官の報ずるところでは，羊毛工場で機台に婦人をたてようとする試みもあり，織布工たちは婦人を採用しないでくれと工場所有者にたのんでいる。1909年版『報告集成』の指摘するところでは，労働力の女性化は繊維産業にいちぢるしく，さらに砂糖，タバコ，マッチなどの製造業にひろまり，また以前はほとんど男子ばかりであった大綱，ガラス，セメント，煉瓦工場にもはじまった。モスクワ県主任監督官は，ただ婦人と入れ替えることのみを目的とした労働者の解雇もあると報じている。[8)]

年少労働，未成年労働の動向は，あまりはっきりしない。1909年版『報告集成』は，その期間にモスクワ管区で年少労働者が激減したことを報じ，その理由は，大綱，ガラス工場が機械化したためだ，としている。これに対し，1908年および1909年の『報告集成』は，ウラジミル県，ペトロコフスカヤ県，リュブリンスカヤ県では年少男子労働者が増加していることを報じている。おそらく繊維産業がこれに関係していることであろう。ウラジミル県主任監督官がこれに関連して次のようにのべていた。「法が年少者に許容している労働日の標準的長さたる一昼夜に8時間は，一度ならず指摘されてきているように，児童のあまり強くないオルガニズムには長すぎる。……こうしたとき，成人に2交替18時間操業がおこなわれているところで，成人とひとしく年少者に9時間を許容していることは，どう考えても是認しがたい。年少労働者を保護して，4時間30分以上継続して労働させてはいけないことになっているが，成人が9時間の自分の番（直）を働いて帰宅しても，年少者は4交替で働いていて，4時間30分の作業ののち『休憩』させられ，より正確にいえば工場の庭をうろつき，よくいっても，せまい非衛生的なところにおしこめられる。というのは，とくべつの休憩場所などないのであるから。帰宅するにしても，かりに2～4ヴエルスタの距離があるとすると，1日に4～

8ヴエルスタあるくかわりに8～16ヴエルスタあるくことになる。かくて，1日に9時間働くのではなく13時間30分働くことになるのであり，前後に1時間30分を付加すれば合計は15時間に達し，こうした条件では教育などありえない。労働者が工場敷地内の宿舎に住んでいるときのみ，4時間30分をやすめるのである」[9]。

1906年版以降の『報告集成』の一つの特徴は，景気の動向にかなりの関心を払っていることである。内容を要約すると以下の如くである。

1906年。工場閉鎖が目につく。以前1000人からの労働者を擁していたサラトフ県の造船所は1906年にストライキへのおそれから閉鎖された。ヴオロネジからの報告では，鉄道は労働組織のみだれから生産性低下している。同様の話は，ポルタワ，サマラ，シンビルスク，サラトフ，ウーファでもきかれる。ウラジカフカス，東南，南西，ジベリヤ各鉄道しかり。機械工場でも労働者の減少はげしい。バクー県の石油業は，間断なきストライキとポグロム，これによりひきおこされた企業家たちの近い将来への失望から，全年操業停止（あるいは労働者数ゼロ）の事業所が，1904年に16件だったのが1905年に37件，1906年には58件となる。バツームでも同じく停滞。ところが中央ロシアの繊維工業では少しちがう。ウラジミル県主任工場監督官ののべるところでは，「戦争と，一部は1906年までつづいた1905年の継続的ストライキ，若干の労働時間短縮をともなった賃上げが，かえって工業製品，綿のみならず亜麻製品もの値上げを説得する機縁をつくった。企業利潤が増大し，こんどは一方で生産拡大，他方で新企業創設をうながした。この年度にも1005台の機台をもつ6つの蒸気力綿織物工場と，3つの亜麻織工場が開設された。これらあたらしく発生した企業に特徴的なのは，それらの創立者が大部分，以前手織りのクスターリに賃機させる問屋制企業に従事していたが，今や自分の問屋を閉鎖して機械機に移行したことである。あたらしく開設された工場は以前に問屋のひらかれていた地域に建設され，手織クスターリたちはこれらの工場の労働者の大部分を占めている。キヤラコ機械織りの熟練かくとくのための訓練は4～6週間弱しかかからぬので，こうした移行の障害にはなら

ない。これは，手織工の2倍も機械織り工がストライキをすることにかんがみてはなはだのぞましいことである。他方，自分の家に住み自分の家計に支えられている地元の労働者を利用することは，工場主たちに，……イヴァノヴォ，シューヤ，ニコリスクその他の工業中心地の大マニュファクチュアが織工に支払うよりも安く支払うことを可能にした。……大織物工場がさらに拡大した情報もある。シューヤの緒工場では，この年度にあたらしい機械機台を200台設置した。……」。こうした昂揚はモスクワ県でもみられ，あたらしい機械の設置，床面積の拡大，1交替制から2交替制（18時間）への移行があった。クールスク，キエフ，チエルニゴフの砂糖工場では，もっぱら2交替制や3交替制への移行の形で労働者数の増大がおこった。[10)]

1907年。ボボルジ管区の造船不況。ペルミやノヴゴロドでも製鉄不振。移民管理局からの注文がある農業機械部門のみペルミ，ウーファなどで活況。ハリコフ管区ではパストウホフ所有機械製作工場や鋳鋼工場が操業中止。トウラ弾盒工場は1905年末の7100人から1907年末の1470人に激減，ブリヤンスキー工場は1905年末の10176人から1907年末の7400人に減少。ブリヤンスキー工場やハリコフ蒸気機関製作所では，優先再雇用権 право на преимущественный прием と引きかえに一時解雇 неопределенный отпуск がおこなわれた。仕事を確保した労働者たちも，ただ保障給 цеховая окладная плата を保持しようとのぞんで，仕事をゆっくり進めた。たとえばブリヤンスキー工場の旋盤工たちは1906年には1週に40руб．もかせいだのに，1907年には7～10руб．働いただけだった。バクーの石油業では1905年8月の火災と打ちこわし以来，石油蒸留工場は操業中止していたが，油田再建とともに操業開始されたが，原油価格高騰したため，再開できたのはもっぱら大企業のもののみ。繊維産業の活況はつづいている。ペルミ県の木材加工業とくに木箱製造業は中央アジアへの移民の増大と関連して発展している。シンビルスク県ではあたらしい製材工場の建設がつづいた。これは，盗伐をともなったかつての農民騒動を考慮して，森林所有者たちが自分の森林をできるだけ早く利用したいとの希望をもったからである。ウーファ県ではアストラハ

ンのためにボダイジュの桶板をたくさんつくりはじめ，以前はくさらせていた靱をはいだあとのボダイジュも利用しはじめた。[11)]

1908年。バクーでは石油業の労働者数減少している。それは機械工場や堀さく班などの間接部門が切りはなされ，地元にではなくロシアに発注されるためである。1905年—1907年に指導的役割を演じたのがそれらの部門の職工であったことも関係している。中央工業地帯の繊維産業は沈滞。モスクワ県の綿工業では，若干の大工場が1週5日操業。モスクワの機械工業でも不況で，若干の工場が一時帰休 временные отпуски рабочих を採用した。ここでは全労働者が二組にわけられ，一方が2週間働いているあいだ他方が休暇をとるのである。トウラ県の金属工業はほとんど抑圧的であり，銅圧延，弾薬盒工場ではこの年度に 90万руб. 以上の損失を出した。ブリヤンスキー工場も労働者削減，エカテリノスラヴ県の工場でも同じ。オルロフ，チエルニゴフ両県で麻紡業が労働者削減。これは原料麻が輸出されてしまうことにも関係ある。ワルシャワ管区も沈滞。ペトロコフスカヤ県では小工場のみならず労働者数千人をかかえる大工場も1週間に3日ほどしか操業せず。グロドノ県の羊毛工業でも，週間操業日数は2～4日。恐慌の中で，より安価により技術的に良好に生産しようとする努力が羊毛工業にあらわれた。手織工の減少，機械機台の増加。ポボルジ管区でも多くの産業部門が不況。そこで労賃引き下げ，種々な形での給付 довольствие の制限，たとえば無料の薪の制限，疾病時の扶助金支給中止，無料の治療中止などや，労働日の延長（3交替から2交替へ，2交替から1交替へ）などがおこなわれた。賃率も労働条件も1905年のそれ以前にもどったが，労働者側のさしたる抵抗もなかった。ペルミ県の機械工業不況で，労働週は4日に減少。シンビルスク，サラトフ両県のラシヤ工業不況，ニジエゴロドの亜麻紡績マニュファクチュアは1908年の復活祭以来，夜直を廃止して1161人を削減した。ニジエゴロド県の機械工場ソルモヴオでは次のような事態が発生していた。1万人いた労働者数は4278人にまで減少し，6月1日から賃率20%引き下げがあった。労働者は労働強度をあげて日あたり賃金収入は5%減にとどまり，非義務的時間外労働

を入れると賃金収入はほとんどかわらなかった。ところが8月にあたらしい注文が入り，年末には労働者数1万人に回復し，工場は審判所の許可をえて時間外労働をさせた。休日には労働者の30～40%が就業，平日の夜業に10～15%が働いた。[12)]

1909年。穀物の豊作と関係して農村の需要増大し，部分的に活況があらわれた。製粉業および綿工業がとくに活況。ウラジミル県では紡績で33000錘の増大，織布業では既存の8工場の拡張（2,099台）と10企業新設（各110～450台で計1,303台），結局のところ県で4000台増加した。新設企業は以前の問屋制企業主のものが目だった。同様なことはモスクワ県にもみられた。しかし活況は底のあさいもので，年末にはすでにペトロコフスカヤ県では在庫過大のため生産の減少がみられた。羊毛工業は一般市場むけはやや好況だが陸軍局むけは停滞。ハリコフでは砂糖工業，農業機械工業，ガラス工業が活況。ところがウラジミル県のガラス工業は，よりよい装備をもったポーランドの工場の競争圧力のため沈滞した。冶金，機械工業では不況つづいている。たとえば，コロメンスキー，ルスコ・バルチッキー，ウスチ・カタエフスキー，ガルトマンの諸工場で労働者減，生産減。ソルモヴォ工場ではまたも労働者数10000人から5000人に半減し，いくつかの職場は休止した。蒸気機関車職場では1.5ヶ月休止，полускатный цех では1ヶ月，鍛錬職場では5ヶ月，桶職場では3ヶ月休止，その他の若干の職場では熟練労働者確保のために月の労働日の最少限が保障されたが，それは，銅，銑鉄溶解職場で1ヶ月に4日，曲管鋳物職場で1ヶ月に6日であった。一般に北東地域の冶金工業は南ロシアとの競争で困難となり，小さな鉄工場はつぶれた。バクーでは石油業者が，一昼夜の採取量があまり大きくないためにうちすてられていた古い油井にもどり，請負堀さくや機械職場に働く労働者の減少がおこった。モスクワ，トウラ，ペンザの各県では下請業者がふえた。たとえばトウラ県では，はげしい土地不足に加えてトウラ兵器廠とトウラ弾薬盒工場における労働者数削減のために，トウラ市まちはずれの小屋 домик や村の小屋 изба に万力その他の道具をそなえた仕事場がたくさんひらかれ，家族を中心にし

た2～4人が働いていた。[13]

1910年版の『報告集成』には，景気の動向についてのさして興味ある情報はない。ロッジに電力利用の羊毛加工工場が設立されたこと，一般に電力利用は事業所数を増す傾向があること，の指摘ていどである。[14]

ところが，1910年版『報告集成』には，それ以前には全くなかったあたらしい分析がある。産業部門別の統計処理がそれである。第68表に示されるよ

第68表　産　業　分　類　表

I　綿　工　業	VIII　金　属　工　業
II　羊　毛　工　業	IX　鉱　物　工　業
III　絹　工　業	X　動物製品工業
IV　麻・亜麻工業	XI　食　品　工　業
V　繊維品雑工業	XII　化　学　工　業
VI　製紙・印刷業	XIII　石油採取業
VII　木　工　業	XIV　その他の工業

第69表　産　業　別　労　働　者　構　成

部門ナンバー	1910 産業部門	労働者数 数	労働者数 比率	事業所数 数	事業所数 比率	事業所当り労働者数	100人以上規模の事業所に属する労働者の分布
I	綿　工　業	520,347	26.7	838	5.3	621	55.7
XI	食　品　工　業	319,917	16.4	4,414	28.1	73	5.9
VIII	金　属　工　業	280,184	14.4	2,087	13.3	134	13.0
IX	鉱　物　工　業	165,273	8.5	1,554	9.9	106	3.0
II	羊　毛　工　業	155,987	8.0	1,112	7.1	139	5.7
VII	木　工　業	100,051	5.1	1,931	12.3	52	0.4
IV	麻・亜麻工業	96,581	4.9	236	1.5	409	8.5
VI	製紙・印刷業	89,048	4.6	1,312	8.3	68	1.2
XII	化　学　工　業	69,610	3.6	495	3.1	141	2.9
X	動物製品工業	51,408	2.6	776	4.9	66	1.1
V	繊維品雑工業	36,107	1.8	367	2.3	98	0.7
III	絹　工　業	31,492	1.6	173	1.1	182	1.6
XIII	石油採取業	29,361	1.5	283	1.9	104	0.3
XIV	その他の工業	6,583	0.3	133	0.9	50	—
	合　　計	1,951,955	100	15,721	100	124	100

うに，工場監督下の産業が14に大分類されている。そして各県において全産業を一括してではなく，産業部門ごとに集計させたうえで，『集成』の段階で県別を要素としない集計をも試みているのである。第69表は産業別の労働者構成を示したものである。労働者数の多い方からみると，綿工業，食品工業，金属工業とつづいている。事業所数でみると食品工業，金属工業，木工業とつづいている。事業所当り労働者数では，綿工業が621人，麻・亜麻工業が409人と群を抜いている。100人以上規模の大きな事業所に属する労働者がどの部門に多いかをみると，綿工業が55.7%と大半をしめ，金属工業13.0%，麻・亜麻工業8.5%，金属工業5.9%，羊毛工業5.7%とつづいている。当時のロシア資本主義の生産力段階は一目瞭然たるものがある。

第70表は産業別に年少，未成年および婦人労働の利用率を示している。婦人労働の利用率の高いのは，66.0%を示す絹工業を筆頭にⅠからⅤまでの繊維産業であることが示されている。つづいて33.4%を示す化学工業があるが，

第70表　産業別年少・未成年・婦人労働者

1910 産業部門	労働者総数	年少者 数	年少者 比率	未成年者 数	未成年者 比率	婦人(年少者・未成年者を含む) 数	婦人(年少者・未成年者を含む) 比率
I	520,347	5,394	1.0	45,240	8.7	278,912	53.6
II	155,987	1,580	1.0	15,307	9.8	60,379	38.7
III	31,492	736	2.3	3,149	9.9	20,780	66.0
IV	96,587	3,328	3.4	11,588	12.0	53,227	55.1
V	36,107	542	1.5	4,374	1.2	20,505	56.8
VI	89,048	2,489	2.8	12,516	14.1	22,584	25.7
VII	100,051	542	0.5	7,324	7.0	10,128	10.1
VIII	280,184	1,306	0.5	27,151	9.7	14,603	5.2
IX	165,273	8,565	5.2	16,689	10.1	29,010	17.6
X	51,408	306	0.6	3,499	6.7	7,797	15.2
XI	319,917	448	0.1	23,345	7.3	64,458	20.1
XII	69,610	1,303	1.9	6,317	9.1	23,284	33.4
XIII	29,361	8	0.0	78	0.3	—	—
XIV	6,583	11	0.2	224	3.4	651	9.9
合計	1,951,955	26,558	1.4	176,801	9.1	606,588	31.1

この内容を小分類にみると253番硫黄精製，254番硫酸製造からはじまって237番の人造肥料にいたるまで様々な生産が列挙されており，労働の実態はつかめない。年少および未成年労働を比較的に多く利用しているのは製紙・印刷業および鉱物工業であるが，鉱物工業の内容を小分類にみると，171番のガラス・鏡製造からはじまって，179番の石灰，180番のセメント，183番の煉瓦およびタイル生産をへて190番の粉末泥炭の製造まで列挙されており，これまたどこでどうなっているのかそれ以上はわからない。

さて，産業別分類が採用された結果，1910年については産業別賃銀水準の近似的把握が可能となった。第71表がそれである。これは例の罰金制度の監督との関連で得られた情報であるため，第1に年賃銀で示されるものであり，第2に，実際に罰金制度が適用されて，罰金を賦課された労働者のあった事業所についてのみの情報である。とはいえ，おそらくは各部門とも比較的大きな事業所の方から少くとも半数近い労働者についての情報があつめられているのであり，ある程度利用可能であろう。そうしてみたとき，きわだって

第71表　産業部門別平均年賃銀

1910 部門 ナンバー	労働者総数 (A)	情報のあった労働者数 (B)	B/A×100	平均年賃銀 ルーブリ
全帝国	1,951,955	1,376,835		243
I	520,347	507,899	97.6	218
II	155,987	116,441	74.6	239
III	31,492	21,947	69.7	218
IV	96,587	89,002	92.1	169
V	36,107	21,406	59.3	285
VI	89,048	52,133	58.5	277
VII	100,051	48,267	48.2	250
VIII	280,184	202,576	72.3	380
IX	165,273	81,041	49.0	224
X	51,408	22,140	43.1	294
XI	319,917	139,096	43.5	149
XII	69,610	56,289	80.9	260
XIII	29,361	15,224	51.9	370
XIV	6,583	3,374	51.3	424

低い149руб. という数値を示しているのが食品工業である。その内容を小分類にみると，223番の製粉からはじまって，226番の各種パン製造，230番の製油，バター製造，241番のブドー酒醸造，249番のタバコ製造などをへて，252番の乾草圧搾場まであるのだが，その中には製糖業や精糖業が247および248番として含まれている。こうした業種がとりわけ農村的色彩つよく，年間操業日数が少なかったであろうことを考慮に入れなくてはならない。この点は，第二番目に年賃銀がひくい麻・亜麻工業にもある程度は共通するであろう。反対に一番大きな数値を示しているのがXIVその他の産業である。この内容をまた小分類でしらべると，290番発電所，291番水道事業とつづいているのが目にとまる。こうした部門が高賃銀であることはさしておどろくべきことではない。すると，のこるところで注目すべきは，やはり，218 руб. という数値を示す綿工業と，380 руб. を示す金属工業との対比であろう。

1910年版『報告集成』のいま一つの特徴は，『報告集成』が1900年度版の序走をへて，1901年版から本格的に整理公表されてより10年目にあたることもあり，1905年をはさんだ10年間の数値の総括的検討を試みていることである。第72表はそうして作成されたものの一つである。1905年革命の達成を示すものとして，ソヴエト理論家によっても援用されるところのものである。これを工場管区別に分割してみたものが第73表である。名目賃銀水準が1901年—1905年に比して1906年—1910年において一般高い位置にあることは，全管区にわたっていえることがわかる。しかし，工場管区ごとのバラツキも多

第72表　平均年賃銀の変動

	平均年賃金 ルーブリ	情報のあった労働者の割合		平均年賃金 ルーブリ	情報のあった労働者の割合
1901	201	71.4%	1906	231	69.8%
1902	202	72.2	1907	241	65.7
1903	208	71.1	1908	232	68.6
1904	213	72.3	1909	236	70.7
1905	205	72.0	1910	242	69.3
1901—1905 平均	206	71.8	1906—1910 平均	238	69.6

第73表　工場管区別平均年賃銀変動

	平均年賃銀（ルーブリ）		変化	
	1901—1905	1906—1910	ルーブリ	変化率（%）
ペテルブルグ	282	314	+32	+11.3
モスクワ	175	205	+30	+17.1
ワルシャワ	236	300	+64	+27.1
キエフ	138	172	+34	+24.6
ポボルジ	203	209	+ 6	+ 3.0
ハリコフ	201	226	+25	+12.4
（カフカスを除く）				
全ロシア帝国	206	238	+32	+15.5

少みとめられる。増加額も増加率もともに第1位にあるのはワルシャワ管区であり，それに比してポボルジ管区は，はなはだなさけない状態にある。他に比して資本の集積度が低いこともあって労働運動が弱いこととあわせて，南部ロシアと北東ロシアとの競争が関係していることであろう。

さらにそうした分散状態を立ち入って観察するために作成したものが，第74表である。そこには県別の平均年賃銀の順位と，その順位の変化とが示されている。1910年の分には1901年の分にはなかったバツームとチフリスが追加されているので，順位考察にあたってそれを念頭におかなくてはならない。さて一見して，エカテリノスラヴ，ドン，バクー，ヘルソン，タヴリダなどの諸県が有力な地位に立ち，ますますその地位を高めていることがわかる。また，ペテルブルグおよびリフリヤンド，エストリヤンド，クールリヤンドの沿バルト海諸県が高い地位を占めつづけていることもわかる。それらに比して，モスクワ，ウラジミル，コストロマ，ヤロスラヴリなどの中央ロシア繊維工業地帯の諸県は，中くらいのところを停迷しつづけている。そして，精製糖工業をたくさんかかえているリユブリスカヤ，ヴオルニヤ，キエフ，ポドリヤ，チエルニゴフ，クールスク，タンボフ，ハリコフなどの諸県が総じて低賃銀グループに属していることがわかる。（1910年版『報告集成』に

第74表 平均年賃銀県別順位の変動

	1901				1901		
		情報のあった労働者比率	ルーブリ			情報のあった労働者比率	ルーブリ
1	エカテリノスラヴ	75.3	323	33	オレンブルグ	31.0	158
2	ペテルブルグ	82.1	302	34	モギレヨフ	49.9	157
3	リフリヤンド	84.4	291	35	カルーガ	57.1	152
4	ニジエゴロド	57.4	286	36	ヤロスラヴリ	75.5	151
5	ドン	34.5	278	37	サマラ	48.1	148
6	エストリヤンド	88.1	271	38	ヴオログダ	74.6	144
7	バクー	80.5	268	39	スモーレンスク	62.2	141
8	ヘルソン	55.8	266	40	コストロマ	88.1	140
9	コヴノ	58.8	260	41	ヴオルニヤ	36.1	137
10	タヴリダ	56.0	251	42	カザン	32.8	136
11	ワルシャワ	75.2	242	43	クールスク	58.8	136
12	アルハンゲリスク	91.5	239	44	ミンスク	65.6	133
13	ペトロコフスカヤ	92.6	230	45	ヴヤトカ	65.7	132
14	クールリヤンド	73.8	228	46	ケレツ	67.6	131
15	サラトフ	32.5	217	47	リュブリンスク	77.5	129
16	トウラ	41.9	212	48	ヴイッテプスク	43.8	128
17	カリシ	61.1	207	49	リヤザン	55.3	123
18	モスクワ	77.7	203	50	ベッサラビア	22.1	120
19	ノヴゴロド	87.7	198	51	キエフ	75.5	105
20	トヴェリ	76.6	191	52	ポルタワ	48.0	103
21	ヴイルノ	32.1	190	53	プスコプ	38.3	101
22	プロツカヤ	35.1	188	54	ヴオロネジ	23.8	100
23	ペルミ	47.2	181	55	タンボフ	50.5	100
24	ハリコフ	71.0	181	56	チェルニゴフ	72.5	97
25	グロドノ	40.3	181	57	シンビルスク	8.7	94
26	スヴアルク	13.7	179	58	セドレッキ	7.2	92
27	オロネツ	34.8	168	59	ロムジ	33.9	70
28	ラドムスカヤ	53.2	166	60	ポドリヤ	77.0	67
29	アストラハン	31.2	164	61	ペンザ	77.6	66
30	オルロフ	49.8	162				
31	ウラジミル	85.2	161				
32	ウーフア	44.0	161				

	1910				1910		
		情報のあった労働者比率	ルーブル			情報のあった労働者比率	ルーブル
1	エカテリノスラヴ	62.6	429	33	オロネツ	70.9	188
2	バクー	47.7	359	34	ウラジミル	94.0	186
3	パテルブルグ	79.7	355	35	ノヴゴロド	76.5	185
4	コヴノ	64.1	355	36	ハリコフ	70.4	183
5	ドン	42.0	349	37	ラドムスカヤ	31.9	180
6	ヘルソン	43.5	329	38	モギレヨフ	62.0	180
7	ペトロコフスカヤ	81.6	322	39	カルーガ	66.8	179
8	タヴリダ	42.1	320	40	リヤザン	57.2	178
9	リフリヤンド	84.4	319	41	リュブリンスク	31.6	178
10	チフリス	25.6	304	42	ロムジ	12.3	178
11	クールリヤンド	69.2	298	43	コストロマ	94.0	177
12	アルハンゲリスク	88.2	298	44	スモーレンスク	70.7	176
13	ワルシャワ	52.1	293	45	ヴヤトカ	53.8	175
14	エストリヤンド	90.9	289	46	サマラ	33.0	169
15	バツーム	51.7	282	47	ミンスク	55.0	167
16	カリシ	41.7	273	48	ヴオルニヤ	40.7	165
17	オルロフ	65.1	269	49	ヴオログダ	73.8	162
18	サラトフ	39.9	256	50	ポルタワ	23.2	161
19	ニジェゴロド	51.3	256	51	カザン	47.9	161
20	オレンブルグ	25.6	249	52	ヴイッテプスク	47.9	160
21	トウラ	49.5	248	53	ベッサラビア	19.6	158
22	ヴオロネジ	10.0	246	54	キエフ	43.6	157
23	グロドノ	26.8	244	55	セドレッキ	19.8	152
24	モスクワ	73.4	243	56	シンビルスク	69.3	149
25	ウーファ	46.8	222	57	スヴアルク	6.8	125
26	トヴェリ	86.2	220	58	チエルニゴフ	72.0	120
27	アストラハン	7.8	213	59	タンボフ	51.4	117
28	ヴイルノ	29.6	212	60	プロッカヤ	32.0	115
29	プスコプ	39.5	206	61	クールスク	63.9	112
30	ペルミ	66.3	203	62	ペンザ	58.9	110
31	ヤロスラヴリ	78.7	202	63	ポドリヤ	47.6	108
32	ケレツ	64.4	193				

は，産業別〔一部小分類〕県別事業所数・労働者数の表が掲げられている)。

第74表から出発すれば，すぐに，各県別に1901年から1910年にかけての名目年賃銀の変化が把握できる。これを点検してみると，一方では大幅な名目賃銀水準の上昇を記録した県があるのに，他方ではむしろ名目賃銀水準の低下した県があるのに気がつくのである。第75表は，上部にもっとも工業的な9県を列挙し，下部に特掲として，名目賃銀が100%以上の増加をみせた，換言すれば賃銀水準が2倍以上になった県と，反対に名目賃銀水準が低下した県とを列挙してみた。工業9県の動向は大むねあしなみをそろえているが，特掲諸県については種々様々である。おそらく景気動向の産業別アンバランスがこれに関連しているのであろうが，ここではそれ以上分析できない。

賃銀構造にいま一歩立ち入るために第76表を作成してみた。もっと大きな

第75表　県別平均年賃銀の変動（ルーブリ）

	1901	1902	1903	1904	1905	1906	1907	1908	1909	1910
工業県										
リフリヤンド	291	282	293	297	260	313	324	334	322	319
ペテルブルグ	302	336	335	366	295	375	381	374	342	355
ウラジミル	161	161	160	163	162	191	203	192	188	186
コストロマ	140	142	143	148	145	163	175	182	172	177
モスクワ	203	191	242	204	202	221	322	238	228	243
ワルシャワ	242	241	260	320	267	461	381	293	350	293
ペトロコフスカヤ	230	243	243	241	254	273	301	319	311	322
キエフ	105	102	130	111	108	116	141	150	148	157
バクー	268	266	251	288	257	312	366	384	372	359
特掲										
ノヴゴロド	198	211	204	182	179	179	187	191	185	185
プスコプ	101	151	169	168	162	171	166	179	174	206
ロムジ	70	88	80	65	85	69	112	142	143	178
プロッカヤ	188	135	133	144	123	120	91	97	86	115
スヴァルク	179	182	196	172	202	206	266	201	214	125
ニジェゴロド	286	291	284	319	289	341	262	247	300	256
ボロネジュ	100	105	103	104	94	108	195	199	256	246
クールスク	136	117	127	115	92	153	137	115	101	112

第76表　産業別県別賃銀格差

	1910			
	綿工業	金属工業	木工業	食品工業
アルハンゲリスク		*	300	*
クールリヤンド		388	248	337
○リフリヤンド	235	390	275	244
ノヴゴロド		*	203	*
オロネツ		*	198	*
○ペテルブルグ	286	480	344	251
トヴェリ	209	538	*	*
エストリヤンド	273	360	295	*
○ウラジミル	192	287	170	*
ヴオログダ		*	169	*
○コストロマ	180	308	116	197
○モスクワ	231	352	325	231
リヤザン	182	*	*	*
スモーレンスク	180	*	*	165
ヤロスラヴリ	197	*	189	233
○ワルシャワ	235	376	*	200
ヴイルノ	*	*	*	73
グロドノ	*	*	*	173
カリシ	221	*	*	*
コヴノ	*	381	*	*
○ペトロコフスカヤ	292	400	218	*
ヴオルニヤ		*	169	113
○キエフ		349	*	103
ミンスク		*	174	*
モギレヨフ	196	*	120	*
ポドリヤ		*	*	107
ポルタワ		*	*	135
タヴリダ	*	386	*	186
ヘルソン	*	431	212	260
チェルニゴフ		*	*	102

	1910			
	綿工業	金属工業	木工業	食品工業
ヴヤトカ		172	*	*
ニジェゴロド		330	*	352
ペルミ	*	217	*	183
サマラ	*	*	*	169
サラトフ	110	401	*	219
○バクー	198	373	*	283
バツーム		*		156
ヴオロネジ		300	*	108
ドン	*	378	*	274
エカテリノスラヴ	*	434	*	248
カルーガ	*	*	*	161
クールスク		290	*	88
オルロフ		357	*	113
ペンザ		*	*	118
タンボフ	*	*	*	70
チフリス	*	*	*	242
トウラ	110	312	*	126
ハリコフ	*	403	*	111

情報のあった県のみ抜き出したもの。＊印の個所には事業所あるが罰金控除が行なわれていないため，情報がない。○印は9大工業県

表の作成も可能であるが，とりあえず4つの産業にしぼってある。こうした表になると，事業所はあっても罰金控除がおこなわれていないために情報の欠如している部分の多いことが，大変気にかかってくる。各県別にみた産業別賃銀格差の状態には，あまりきわだった変化はないといってよいであろう。しかし，各産業ごとに県別の格差をみると，かなり大きなものがある。綿工業では，ペトロコフスカヤ県の292 руб.ペテルブルグ県の286 руб.からサラトフ県，トウラ県の110руб. までひろがっている。金属工業ではトヴェリ県の538руб.,ペテルブルグ県の480руб.から，ヴヤトカ県の172руб.,ペルミ県の217руб.までひろがっている。同じようにして木工業では，ペテルブルグ

県の344 руб.，モスクワ県の325 руб.から，コストロマ県の116 руб.，モギレヨフ県の120 руб.まであり，食品工業ではクールリヤンド県の337 руб.，ニジエゴロド県の352 руб.からタンボフの70 руб.，ヴイルノ県の73 руб.までひろがっている。もちろん産業を小分類までわけてみたときの県毎のちがいを考慮しなくてはならないこともあろうが，県別格差の意味の大きさは否定しえざるところであろう。

かつてレーニンは有名な『発達』の中で，1880年代の農業労働者の賃銀の地帯別の格差を分析し，一番高いのがバルト海沿岸の諸県であり，次が南部および東部辺境地帯，これに非黒土地帯がつづき，一番低いのが中央黒土地帯であることを示していた[15]。そこで，1901年と1910年とについての県別平均

第77表　地　帯　別　賃　銀　水　準

	平均年賃銀			平均年賃銀	
	1901	1910		1901	1910
Ⅰ南部・東部辺境	220	282	ポルタワ	103	161
ベツサラビア	120	158	チエルニゴフ	97	120
ヘルソン	266	329	オルロフ	162	269
タヴリダ	251	320			
エカテリノスラヴ	323	429	Ⅲ非黒土地帯	189	221
ドン	278	349	モスクワ	203	243
サマラ	148	169	トヴェリ	191	220
サラトフ	217	256	カルーガ	152	179
オレンブルグ	158	249	ウラジミル	161	186
			ヤロスラヴリ	151	202
Ⅱ中央黒土地帯	126	171	コストロマ	140	177
カザン	136	162	ニジェゴロド	286	256
シンビルスク	94	149	ペテルブルグ	302	355
ペンザ	66	110	ノヴゴロド	198	185
タンボフ	100	117	プスコプ	101	206
リヤザン	123	178			
トウラ	212	248	Ⅳバルト海沿岸	263	302
クールスク	136	112	リフリヤンド	291	319
ヴオロネジ	100	246	エストリヤンド	271	298
ハリコフ	181	183	クールリヤンド	228	289

年賃銀の数値を利用し，レーニンが取りあげたのと同じ県を抜き出し，その数値を地帯ごとに算術平均して第77表を作成してみた。結果は御覧のとおりであって，各地帯ともに内部に大きな県別格差を抱えながらも，算術平均した結果の序列は，1901年についても1910年についても1880年代の農業労働者についてレーニンが示したものと同様である。

工場監督下にある蒸気機関はひきつづき急速に増加している。工場管区ごとの比重はこれまでにみたところとかわらない。(第78表)。

さて次に工場監督官たちの活動をみると，第79表にみられるように，監督下の事業所の中で実際に臨検をうけたものの比率は増大しつつあり，さらに，非監督事業所への臨検も増している。後者については1903年6月2日労働災害補償法と関係があるのではないかと推測されるが，わからない。第80表に目を転ずれば，総臨検数は，やや増加傾向にあり，また3回以上臨検しなくてはならなかった事業所数がやや減じ，被臨検事業所当り平均臨検回数は明らかに減少傾向にある。第81表に工場監督官当り臨検数をみると，1906年および1907年の最低数値から漸増の気はいがある。監督官の活動は法の期待す

第78表　工場監督下にある蒸気機関数

	工　場	そ の 他	農　業	合　計
1906年末	29,210	4,600	20,422	54,232
1907年末	29,755	4,835	20,135	55,725
1908年末	30,682	5,169	22,033	57,884
1909年末	31,111	5,250	22,965	59,326
1910年末	31,741	5,328	24,423	61,537
1909年末				
ペテルブルグ	4,924	1,451	3,013	9,388
モスクワ	5,353	1,339	198	6,890
ワルシャワ	4,756	475	1,619	6,850
キエフ	6,712	702	8,643	16,057
ポボルジ	3,219	548	1,556	5,323
ハリコフ	6,147	735	7,936	14,818

第11表参照。

第79表　工場監督官の配置と臨検事業所数

	工場監督地区数	地区工場監督官数	監督下の事業所数A	臨検をうけた事業所数B	B／A（%）	非監督事業所への臨検	監督下の労働者数C	臨検をうけた事業所の労働者数D	D／C（%）
1906年初		224	14,671	10,569	72.0	2,410	?	?	?
1906年末	231	226							
1907年初		223	14,452	11,173	77.3	3,110	?	?	?
1907年末	235	222							
1908年初		223	15,366	11,573	75.3	3,390	?	?	?
1908年末	233	217							
1909年初		217	15,242	12,046	79.0	3,393	?	?	?
1909年末	230	225							
1910年初		224	15,896	12,663	79.7	3,927	?	?	?
1910年末	232	226							

第13表参照。

第80表　工場監督官による臨検数

	臨検をうけた工場監督下の事業所数			総臨検数	被臨検事業所の平均（回）
	1回臨検されたもの	2回臨検されたもの	3回以上臨検されたもの		
1906	5,649	2,121	2,799	24,575	2.3
1907	6,210	2,238	2,725	24,165	2.2
1908	6,569	2,303	2,701	24,168	2.1
1909	6,731	2,561	2,764	24,779	2.1
1910	7,367	2,613	2,683	25,375	2.0

第14表参照。

第81表　工場監督官１人当り臨検数

	回		回
１９０１	134	１９０６	110
１９０２	128	１９０７	110
１９０３	134	１９０８	113
１９０４	112	１９０９	116
１９０５	124	１９１０	115

るものに近づいているかにもみえる。その点について当の工場監督官たちのべるところは，まず1906年版『報告集成』によれば，1906年度に1人当り臨検数が減少したのは，労働災害補償法により事務所での仕事がふえたためである。[16] 1909年版『報告集成』は，ストライキは減ったが，労働災害補償法に関する事務がいそがしい。臨検数の増大は，商工省工業部より工場監督官に委任されている統計調査の職務によるものである，としている。[17] さらに1910年版『報告集成』はのべる。ワルシャワ管区工場監督官の指摘するところでは，とくに事務官に補佐されていない県主任工場監督官の仕事量は度はずれており，彼らは副次的仕事に忙殺されて大切な臨検できない。ペテルブルグ県主任工場監督官ののべるところでは，10%もの事業所を臨検できないでいるのは，メンバーがあたらしい職務に忙殺されるからであって，工業部が関心をもっているあれこれの問題についての統計調査やアンケートを別にしても，この年度には，事業所新設の認可への参加，陸軍局に関係する84事業所の生産性調査があった。モスクワやカザンでは，監督官は経理部仲裁委員会にメンバーとして参加した。[18] こうした証言にもとづいて，臨検がすべて違反摘発の目的をもって行なわれたとはいえないことを確認しなくてはならない。

工場監督官の臨検によって摘発される工場支配人の法違反の動向はいかがであろうか。第82表を第20表（拙稿『第1報』）と照しあわせてみると，違反総件数は1904年に25,833件，1905年に14,898件とあり，これが1906年の14,613件，1907年の15,497件とつづいている。1906年に違反件数が低下したことについて1906年版『報告集成』はバクー県主任工場監督官の言葉を借りて次のように記している。「ここ2・3年のあいだ労働者をとらえている運動のために，雇主たちは法の大きな違反をさけようとつとめていかにみえる。とりわけ労働時間の継続と配分について，時間外労働について，労働災害への補償についてはである。それでもなおのこっている法違反は，支配人たちが法の要求することにとりわけ投げやりな態度をとっていることによって説明される」，と。[19] それかあらぬか，違反件数は1906年を底にして以後漸増しはじめる。1908年報『報告集成』はこの傾向をみとめ，こうした現象が資本家

第82表　摘発された工場支配人の法違反動向

件数	1906	1907	1908	1909	1910
I　支払手帳規則違反	2,298	2,551	2,920	3,105	3,004
うち調書にとられたもの	161	232	254	202	216
II　賃金規則違反	1,132	1,297	1,228	1,423	1,427
うち調書にとられたもの	35	34	34	26	25
III　罰金規則違反	224	253	256	278	339
うち調書にとられたもの	5	16	14	16	16
IV　労働時間規則違反	715	727	744	820	889
うち調書にとられたもの	39	41	40	25	57
V　婦人年少労働規則違反	227	250	237	257	327
うち調書にとられたもの	31	18	22	34	51
VI　監督目的のために確定された形式	4,653	4,679	5,618	5,494	5,786
違反　うち調書にとられたもの	234	326	409	297	313
VII　安全衛生風紀規則違反	1,406	1,643	2,015	2,024	2,524
うち調書にとられたもの	97	150	100	88	121
VIII　掛売り（工場売店）規則違反	72	82	63	93	88
うち調書にとられたもの	11	18	14	9	8
X　その他の違反	1,423	1,684	1,543	1,670	1,612
うち調書にとられたもの	54	61	96	66	65
小計	12,150	13,166	14,624	15,164	15,996
うち調書にとられたもの	667	896	983	763	872
IX　蒸気機関規則違反	2,463	2,331	2,319	2,191	2,019
合計	14,613	15,497	16,943	17,355	18,015

第20表参照。

側の労働者階級に対する攻撃的な姿勢と照応していることをみとめている。もっとも管区ごとのアンバランスあり，モスクワ，ワルシャワ，ハリコフで増加し，ペテルブルグとボボルジで減少したことを指摘している[20]。しかし，この年度についても，そののちについても，事態を重大視した記述はない。1910年版『報告集成』には，ウラジミル県で安全・衛生規則違反多く，グロドノ，カリシ，チエルノモールスク諸県では補償のがれのため労働災害の申告をおこたったものが摘発されたこと，ペトロコフスカヤ県で夜間臨検により婦人未成年者労働規則違反が摘発され，エカテリノスラヴ県では主任監督

官が，時間外労働規則違反を摘発しても処罰の方法ないとなげいたこと，などが列挙されたにとどまる。[21)]

たしかに，第83表，第84表にもみるように法違反の種類別構成は大きな変化みせず，その中での形式的違反のウエイトの高さ，また，これがワルシャワ，キエフ管区の小企業にかたまっているとみられることにも変化はない。しかし，1906年から1910年までを通じてみたとき，1906年版『報告集成』がいうように，工場支配人の法違反の全体的傾向に変化はなく，工場主による法の消化率がよくなっていることがとくにみとめられる，[22)]と判断するわけにもゆかない。第82表の理由別違反件数を1904年，1905年の数値と照合しながら考察するとき，形式的な違反は1904年にくらべて1906年—1910年には著じるしく少ないが，支払手帳規則違反はまた1910年には1904年の数字へと接近しつつあり，罰金規則違反はこの期間つねに1904—1905年の水準をこえており，年少者・未成年者・婦人労働規則違反も1906年にすでに1904年の水準を抜いて，以後も増加しつつあり，さらに，安全・衛生・風紀規則違反が1905年を底にして漸増し，1910年には1904年の水準を抜いているのである。つまり，形式的違反をさける工場支配人の経営技術は，少数の「投げやり的」な企業者をのぞいて確立されつつあるが，真の労働者保護に関係する実質的部分は，1906年—1910年の期間に悪化しているとみられるのである。

こうしてみたとき，第85表が第24表（拙稿『第1報』）との比較において示しているところは疑問なしとしない。すなわち，1904年には，工場支配人の法違反に関連して審判所に送致された事件570，一般司法機関に送致された事件263，あわせて833件であったのに，1910年には417件と174件，あわせて591件にとどまっているのである。

今回の分析も，最后を労働災害の発生状態についての統計吟味としよう。第86表は，この期間における申告された労働災害件数と工場監督官によって審問された労働災害件数とを示している。申告された労働災害件数は，おそらく，1903年6月2日付労働災害補償法との関連で，1901年から1904年にかけて急増したが，1906年から1910年までのこの期間の数値は，ほぼ安定して

第83表　工場支配人の法違反工場管区別構成

1909	ペテルブルグ	モスクワ	ワルシャワ	キエフ	ポルボジ	ハリコフ
I 賃金支払手帳規則違反	422	447	546	706	466	518
II 賃金規則違反	205	198	286	204	139	391
III 罰金規則違反	58	59	40	44	34	43
IV 労働時間規則違反	80	144	163	209	143	81
V 婦人年少労働規則違反	34	46	45	47	50	35
VI 監督目的のための形式違反	719	622	1,285	1,341	721	805
VII 安全衛生風紀規則違反	162	429	439	651	96	247
VIII 掛売り（工場売店）規則違反	19	33	4	13	13	11
IX 蒸気機関規則違反	403	190	260	613	211	514
X その他の違反	256	297	263	250	151	453
合計	2,358	2,465	3,332	4,078	2,024	3,098

第22表参照。

第84表　工場支配人の法違反種類別構成

	1904		1909	
	件数比率（%）	調書をとられたものの比率（%）	件数比率（%）	調書をとられたものの比率（%）
I 賃金支払手帳規則違反	21.5	8.7	20.5	6.5
II 賃金規則違反	2.9	5.8	9.4	1.8
III 罰金規則違反	1.7	3.2	1.8	5.6
IV 労働時間規則違反	7.1	5.0	5.4	3.0
V 婦人年少労働規則違反	1.0	11.4	1.7	13.2
VI 監督目的のための形式違反	46.3	6.1	36.2	5.4
VII 安全衛生風紀規則違反	9.8	9.1	13.3	4.3
VIII 掛売り（工場売店）規則違反	0.3	16.9	0.6	9.7
X その他の違反	9.4	4.3	11.1	4.0
小計	100	6.8	100	5.0
IX 蒸気機関規則違反	—	3.0	—	7.7

第21表参照。

第85表　調書にとられた工場支配人の法違反の処遇
（除蒸気機関関係）

	その年度に発生した件数		
	審判所送致	一般司法機関送致	合計
1906	324	154	478
1907	412	188	600
1908	492	164	656
1909	418	153	571
1910	417	174	591

第24表参照。

第86表　労働災害

	申告された労働災害件数			工場監督官によって審問された労働災害件数		
	死亡	その他	合計	死亡	その他	合計
1906	364	78,370	78,734	316	7,523	7,839
1907	453	83,905	84,358	330	7,173	7,503
1908	374	76,035	76,409	292	6,759	7,051
1909	417	70,582	70,999	361	7,056	7,417
1910	435	77,173	77,608	364	6,932	7,296
(1909)						
ペテルブルグ	71	15,577	15,648	64	812	876
モスクワ	54	20,259	20,313	68	2,767	2,835
ワルシャワ	62	9,937	9,999	57	1,183	1,240
キエフ	65	4,397	4,462	56	780	836
ポボルジ	61	5,170	5,231	57	843	900
ハリコフ	104	15,242	15,346	59	671	730

第25表参照。

いる。もちろん申告もれ，事件の秘匿も多かったであろうが，このある程度安定した数値は充分に意味をもつものであろう。労働災害の社会的性格づけから，補償責任の保険への道がひらけてゆくからである。第87表にみるとおり，第86表にあらわれた災害件数を，その年度（ここでは1909年をえらんだが）末の監督下の労働者総数で割ると，休業3日以上の労働災害年間発生率

第87表　労働災害発生率

1909	休業3日以上災害発生率，労働者1000人当り	うち死亡事故発生率，労働者1000人当り	死亡事故1件当りその他の災害
全ロシア帝国	38.7	0.2	
ペテルブルグ	50.3	0.2	219.4
モスクワ	33.1	0.0	375.2
ワルシャワ	35.3	0.2	160.3
キエフ	21.5	0.3	67.6
ポボルジ	38.4	0.4	84.8
ハリコフ	63.2	0.4	146.6

は労働者1,000人当り38.7件となり，うち死亡事故は，年間に労働者1,000人当り0.2件，つまり1万人に2人となる。ロシアの労働者たちは，労働生涯を仮に25年とすれば，1万人につき年間2名，25年間に50名，したがって1,000人に5人は労働災害で死亡したことになる。

『報告集成』はもちろん，各年次ごとの労働災害総件数の増減に気をくばっている。件数は1904年，1905年，1906年，1907年と増大しつづけた。そして1908年になりはじめて前年比がマイナスとなった。1908年度版『報告集成』はこれを産業の不況と結びつける理解を示している。[23] つづいて1909年も前年比がマイナスとなり，1907年をピークとする減少傾向があらわれるかにみえた。ところが1910年にはまたも反転して1908年の水準をこえた。1910年度版『報告集成』はこれを金属工業の活況と関係させて理解しようとしている。[24]

労働災害発生を工場管区別にみると，1901年—1905年についてみたときと同様の特徴がみられる。第87表にみるように，労働者1,000人当りの死亡事故発生件数は，ポボルジ管区とハリコフ管区において最も高い。もっとも低いのはモスクワ管区である。ここには重工業と軽工業とにおける労働災害発生状況のちがいがあらわれていることであろう。また，死亡事件1件あたりその他の災害が，モスクワ管区では375.2件もあるのに，ペテルブルグ管区で219.4件，ハリコフ管区で146.6件というところにも，重工業と軽工業の相異があらわれていることであろう。ところで，ポボルジ管区が死亡事故1,000

人当り0.4件もあるのに，死亡事故あたりその他の災害が84.8件にしかならぬこと，同様の特徴がキエフ管区にも認められることに注目したい。このことは，この両管区において，直接的な労働力破壊が大きいこと（死亡事故にみられるように），およびその他の災害がかくされているうたがいがつよいこと（死亡事故当りその他の災害にみられるように），この両面においてとりわけ労働者の無権利状態のひどさを推測させるものである。

1) 1908年版 Свод，03頁。
2) 同前，02頁。
3) 同前，03頁。
4) 同前，04頁。
5) 1909年版 Свод.，II頁—III頁。
6) 1906年版 Свод，VII頁。
7) 1907年版 Свод，VII頁—VIII頁。
8) 1909年版 Свод，XIII頁—XIV頁。
9) 1908年版 Свод，013頁014頁。　1909年版 Свод，XV頁。
10) 1906年版 Свод，II頁—V頁。
11) 1907年版 Свод，III頁—V頁。
12) 1908年版 Свод，06頁—011頁。
13) 1909年版 Свод，VIII頁—XII頁。
14) 1910年版 Свод，VI頁。
15) レーニン全集，邦訳大月版，第3巻，270頁。
16) 1906年版 Свод，IX頁。
17) 1909年版 Свод，XVI頁—XVII頁。
18) 1910年版 Свод，XLI頁
19) 1906年版 Свод，XX頁。
20) 1908年版 Свод，043頁。
21) 1910年版 Свод，LIV頁—LV頁。
22) 1906年版 Свод，XX頁。
23) 1908年版 Свод，013頁。
24) 1910年版 Свод，LXI頁。